

令和4年度 第1回
市川市国民健康保険運営協議会会議録

令和4年7月29日(金)
午後1時30分～午後3時00分
第1庁舎5階 第1委員会室

出席委員(五十音順)

青木薫子委員	秋本のり子委員	新井るり子委員	石井智子委員	石井広志委員
伊藤勝仁委員	木川 稔委員	栗林 隆委員	高坂 進委員	佐々木森雄委員
高木資郎委員	平川 誠委員	宮田邦子委員		

以上13名

○事務局 定刻となりましたので、会議を始めさせていただきます。
はじめに、市長よりご挨拶をさせていただきます。

○田中市長 ～市長挨拶～

○事務局 市長はこの後、別の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

～市長退席～

続きまして、報告事項として3点ご報告させていただきます。

1点目ですが、本日の会議は半数以上の委員にご出席をいただいておりますので、「市川市国民健康保険運営協議会規則」第5条により会議開催は成立いたします。

2点目ですが、本協議会につきましては「市川市審議会等の会議の公開に関する指針」により原則公開とされており、本日非公開とする議題はございませんので全て公開となります。

3点目ですが、本日の会議の傍聴者はいないことをご報告させていただきます。それではこれより議事の進行を栗林会長にお願いします。

○栗林会長 それでは議題に入らせていただきます。議題1「市川市国民健康保険条例の一部改正について」事務局より説明をお願いします。

○矢部課長 国民健康保険課長です。それでは議題1「市川市国民健康保険税条例の一部改正について」報告させていただきます。資料1をご覧ください。

令和4年6月議会におきまして、減免申請期限の特例措置に関する条例を行いました。1の「報告事項」でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響を原因とした国民健康保険税の減免、以下「コロナ減免」と申し上げさせていただきますが、これにつきましては、国が財政支援を行うことが示されたことから、国の方針に沿って令和2年度から実施しております。この度、令和4年度のコロナ減免につきましても、引き続き、国の財政支援が示されたことから、国の方針に沿った減免を実施するため、条例改正を行ったものです。

令和4年度のコロナ減免に対する国の財政支援の内容でございますが、減免総額に対する市町村財政需要額に占める割合により、10分の4から10分の10までの範囲で補助金が交付されるものとなっており、本市は10分の4に該当する見込み

となっております。

次に、2の「報告の趣旨」でございますが、令和4年度もコロナ減免を実施すること並びにこれまでの減免実績について報告するものです。

次に、3の「減免の概要」と4の「改正の内容」でございますが、所得減少等による国保税の減免は従来から行っており、納期限の7日前までに申請する必要がありましたが、コロナ減免については、対象所得等が限定されておりますが、申請を年度末まで認めるなど、要件が大幅に緩和されていることが特徴となっております。

次に、5の「減免の対象者及び減免割合」でございますが、対象となるのは主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯、もしくは主たる生計維持者の事業収入等が前年比30%以上の減少が見込まれる世帯となっております。

減免割合につきましては、主たる生計維持者の死亡等では全額を、また、収入減少では、前年の所得金額に応じて10分の2から10分の10の範囲で減免することとしております。

最後に6の「本制度に基づく減免実績」でございますが、減免総額は、令和2年度がおよそ6,400万円、令和3年度は、およそ1,200万円となっております。令和2年度に所得減少等により減免を受けた世帯は、令和3年度は減少後の所得に応じて国保税が課税されるため、2年連続減免を受ける世帯はほとんどないことから令和3年度の実績が大きく落ち込んでいるものです。また、否決等につきましては、収入減少が30%未満であった、自己都合退職等による失業・収入減少であった等が主な理由となっております。説明は以上でございます。

- 栗林会長 説明が終わりました。ご意見・ご質問がある委員はいらっしゃいますか。
- 新井委員 質問ですが、減免の申請を忘れた方や制度そのものを知らず申請できなかった方はいらっしゃらないのですか。
- 矢部課長 申請期限が年度末までという形で大幅に緩和されておりますので、納税相談の際などに該当すると思われる方には案内するほか、納税通知書へのチラシ同封、広報や市公式Webサイトに制度の案内を掲載するなど周知に努めています。
- 新井委員 市では案内・周知に努めていると思いますが、それでも見逃してしまう方などがあるので、市の方で該当する方を自動的に減免するなどはできないでしょうか。

○矢部課長 市の方で、被保険者の方がコロナにかかり、収入状況等についてどのような変化があるのかを把握することは困難なことから、ご自身で申請していただく必要があると考えています。今後も引き続き、しっかりときめ細やかに対応していくように心がけていきたいと思っております。

○高木委員 自営の方などはコロナの休業補償などをいただいたと思いますが、この補助金などの収入を含めて減免の可否を判断するのか。

○矢部課長 休業補償などの補助金は除いて減免の可否を判断します。

○高坂委員 減免否決の理由に「主たる生計維持者の収入減少ではなかった」とあるが、その件数は何件か。

○矢部課長 令和3年度は1件です。

○高坂委員 市川市は「主たる生計維持者」を世帯主に限定しているが、千葉市などは世帯主でなくても、その世帯内で収入が一番多かった人を対象にしている。そのように取り扱いを変更する考えはないのか。

○矢部課長 コロナ減免に関しては国の通知に基づいて行っており、世帯主を基準とすべきということになっておりますので、今後も同様の取扱いを考えています。

○高坂委員 主たる生計維持者は、介護保険では世帯主に限っていない。千葉市も同様に世帯主以外での取り扱いをしている。市川市も同様に取扱うことが良いと私は思います。

○栗林会長 それでは、次の議題に移ります。議題2「令和3年度事業報告」について、事務局より説明をお願いします。

○矢部課長 議題2「令和3年度事業報告」について説明させていただきます。

資料2-1をご覧ください。はじめに、国民健康保険運営協議会の開催状況でございますが、昨年度は7月と1月の2回、いずれもコロナの感染対策を図るためそれぞれ書面とWEBにて開催いたしました。

次に、加入者の状況でございますが、令和3年度末時点での国保加入世帯は61,6

09世帯、被保険者は88,122人となっており、令和2年度末と比較いたしますと、世帯数では1,434世帯、2.3%の減、被保険者数では2,925人、3.2%の減となっております。次に、国民健康保険税の税率と医療費の負担割合でございますが、令和2年度からの変更点につきましては、国保税の課税限度額におきまして、医療分が2万円、介護分が1万円引き上げられております。その他については変更ございません。次に、任意給付事業でございますが、出産育児一時金に含まれる産科医療補償制度の基金が16,000円から12,000円に引き下げられましたが、子育て支援の観点から、国の方針として、出産育児一時金の総額420,000円を維持するとされたことから、産科医療補償制度の掛金を除く、出産育児一時金が4,000円増額され408,000円となっております。

資料2-2をお願いします。令和3年度の国民健康保険特別会計の決算状況でございますが、表の欄外右下をご覧ください。歳入決算額は400億6,704万6,305円、収入率は98.8%、一方、歳出決算額は400億1,943万9,677円、執行率は98.6%となっており、ほぼ予算通りの執行となっております。

資料2-3をお願いします。令和3年度現年度分の所得階層別状況でございますが、未申告を合わせ所得100万円未満の世代割合が約6割を占めております。資料右側の軽減状況をご覧ください。令和3年度の軽減世帯数は33,989世帯で加入世代68,289世帯のうち約半数が軽減世帯となっております。一方、限度額超過世帯につきましては、医療分が1,287世帯で、加入世帯に占める割合では約2%となっております。

資料2-4をお願いします。令和3年度の保険給付費の状況でございますが、年度平均の被保険者数で割った1人当たりの保険給付費は290,842円となっております。前年度比で24,337円、9.1%の増となっております。

なお、令和2年度はコロナによる受診控え等の影響により、1人当たりの保険給付費が減少したことから、例年に比べ伸び幅が大きくなったものです。説明は以上でございます。

○栗林会長 説明が終わりました。ご意見・ご質問がある委員はいらっしゃいますか。

○高坂委員 保険税が未納となっている方に対して、短期保険証や資格証明書を交付している場合があると思いますが、慢性疾患を抱えている方にはこれらを交付するべきではないと思います。所得が非常に低い人に対しても均等割や平等割の保険税が発生する今の仕組みでは、払えない人が出てくるのが当たり前。慢性疾患を抱えている人に短期保険

証などを交付するのは、その人の命を危うくする危険性がある。

○矢部課長 短期保険証や資格証明書は、納税相談に応じていただけない方や納付のない方に対して納税相談の機会を設けるために必要に応じて発行しているものです。納税相談の中で、慢性疾患を抱えているなどの話を伺った際には、通常の保険証の交付などを検討していきたいと思います。

○栗林会長 それでは、次の議題に移ります。議題3「市川市国民健康保険特別会計の財政状況について」事務局より説明をお願いします。

○矢部課長 「市川市国民健康保険特別会計」の財政状況について、ご説明させていただきます。右下のページ番号の2ページをお願いします。はじめに、一般会計と特別会計の関係について、少しお話をさせていただきます。本来、国や地方公共団体の会計は、単一の会計で処理することが原則となっておりますが、一般の家庭や企業の経理などとは違い、国や地方公共団体では扱う事業の規模も金額も「莫大」で「複雑」なことから、お金の流れを明確にして管理しやすくするために、特定の事業については個別の会計である特別会計を設置しています。市川市では、国民健康保険事業や後期高齢者医療事業、介護保険事業などについては、一般の歳入・歳出を経理する一般会計と区別し、特別会計を設置しています。国民健康保険特別会計では、被保険者からの保険税収入や国、県からの補助金を主な収入として、被保険者への保険給付や県への国民健康保険事業納付金の納付を行っております。また、一般会計からは、国民健康保険事業に従事する職員の人件費や事務費、低所得者世帯に対する保険税の軽減により減収となる保険税の補填費用など、法律で繰り入れることが規定されている「法定繰入金」を受けております。このほか、国民健康保険財政調整基金への積立金や被保険者に対して実施する保健事業の財源不足額、特別会計全体の決算を補填するための費用、いわゆる赤字繰入など、法律に繰り入れ規定のない「法定外の繰入金」も受け入れ、国民健康保険事業を運営しております。国からは、平成30年度の国保制度改革に伴い「法定外繰入金」を早期に削減・解消するよう求められております。本日は、削減・解消の対象とされている、法定外繰入金や赤字繰入の状況を中心に、本市の国民健康保険特別会計の財政状況について、ご説明させていただきます。

3ページをお願いします。国保をめぐる動きにつきまして、ご説明させていただきます。国民健康保険制度につきましては、平成30年4月に都道府県が財政運営の責任主体となる改革が行われ、これに伴い、令和5年度までに赤字繰入の解消が求められ

ることとなりました。更に、国保事業納付金を納付するために必要となる標準保険税率が示されるほか、将来的に都道府県ごとに保険税水準の統一を目指すこととされたところです。

4ページをお願いします。本市の国民健康保険の状況でございますが、被保険者数の減少に伴い、保険税収入が減少する一方、医療の高度化や被保険者の高齢化などにより、一人当たりの保険給付費が年々増加し、財政収支は悪化の一途を辿っております。このため、現状のままでは、赤字繰入の削減・解消は極めて困難な状況となっております。

5ページをお願いします。赤字削減・解消に向けた現在の取り組みございますか、本市では平成31年3月に「赤字繰入削減・解消計画」を策定し、「収入の確保」と「医療費の適正化」に取り組んでおります。「収入の確保」では、滞納処分の強化のほか、令和2年10月からは「市川市国民健康保険税納税催告センター」を設置し、電話による早期の納税催告を行い、収納率の向上を図っております。また、「医療費の適正化」では、ジェネリック医薬品の使用促進のほか、糖尿病性腎症重症化予防事業や健康診断・特定保健指導などの保健事業の推進を通じて、疾病予防・重症化防止に努め、支出の抑制を図っております。

6ページをお願いします。次に、「市川市国民健康保険特別会計」の財政状況について、ご説明いたします。本市では毎年度10億円を超える法定外繰入を行っており、このうち7億円程度が特別会計の決算補填を目的とする繰入、いわゆる「赤字繰入」となっております。

7ページをお願いします。赤字繰入の内訳でございますが、大部分は県に納付する国保事業納付金の財源不足となっております。これは、国保事業納付金を納付するために必要とされる標準保険税率と本市の保険税率が大きく乖離していることが原因であり、本市は国保事業納付金の納付に必要な課税ができていないことを表しております。

8ページをお願いします。「国民健康保険財政調整基金」の状況でございますが、保険税率等の引上げの際に、市民負担の急激な上昇を抑えることを目的に、近年は毎年度、数億円規模の積立てを行っておりますが、一方で、各年度の決算を赤字としないために、数億円単位の取崩しを行わざるを得ない状況であることから、基金を積み上げることができない状況となっております。

9ページをお願いします。赤字繰入と基金取崩しを合わせた実質赤字額でございますが、平成30年度以降、年々増加しており、令和2年度以降は「赤字削減・解消計画」で削減目標とした11億1,500万円を上回る赤字状態となっております。10ページをお願いします。ここで、本市の保険税についてご説明させていただきます。本

市の保険税は医療分、支援分、介護分の3区分で構成されており、それぞれ所得割と均等割、これに加え医療分については、世帯ごとに平等割を課税しております。医療分と支援分は全ての被保険者、介護分は40歳から64歳の被保険者が課税対象となっております。

11ページをお願いします。本市の保険税率と令和4年度の標準保険税率でございます。上段が本市の保険税率、中段が県から示される標準保険税率、下段が本市の税率と標準保険税率の乖離幅となっております。本市の保険税率は全ての項目に渡って標準保険税率を大きく下回っており、これが赤字の大きな原因となっております。特に新生児から高齢者まで、全ての被保険者に課税される均等割については、1万円を超える乖離が生じております。

12ページをお願いします。国保事業納付金と課税状況でございます。(1)は県に納付する国保事業納付金額、(2)は標準保険税率から算定される課税額、(3)は本市の実際の課税額を表しております。表の下から2段目、黄色の部分ですが、こちらは国保事業納付金と本市の課税額との乖離を示しております。本市の課税額は国保事業納付金に対して、毎年度30億円程度不足しており、これが赤字の主な原因となっております。また、表の一番下の段、水色の部分ですが、こちらは標準税率により算定される課税額と本市の課税額との乖離を示しております。本市の課税額は標準税率の課税額と比べて25億円から30億円程度不足しております。

13ページをお願いします。最後に保険税の主な軽減・減免制度でございます。低所得世帯に対しては、均等割額と平等割額をそれぞれ7割、5割、2割軽減しております。また、18歳以下の子どもがいる世帯におきましては、軽減後の均等割額から更に2分の1を軽減・減免しており、低所得者や子育て世帯に配慮した課税がなされております。未就学児の軽減については、令和4年度から国の制度として日本全国で実施されておりますが、18歳以下の子どもの減免については、市川市独自にコロナ禍における子育て世帯への経済支援策として、令和3年度から実施しております。

14ページをお願いします。参考資料となりますが、現在の保険税率を維持した場合の将来推計でございます。青い棒グラフは保険税収入、赤い棒グラフは実質赤字額、緑の折れ線グラフは1人あたりの保険税額、紫の折れ線グラフは1人あたりの赤字額をそれぞれ表しています。被保険者数の減に伴い保険税収入は減少する一方、1人あたりの保険給付費は増加することから、10年後の令和14年度には実質赤字額が30億円を超える見込みとなっており、早急に対策を講じなければ、本市の国民健康保険制度は破綻してしまう可能性がある状況となっております。

15ページをお願いします。最後に近隣市の保険税の状況について、ご説明させてい

ただきます。表の一番下の合計欄をご覧ください。令和4年度の保険税率ですが、本市は新生児から高齢者まで全ての被保険者が負担する均等割が近隣市と比べ1万円以上低くなっており、保険税率全体で最も低い水準となっております。

16ページをお願いします。モデルケース別の保険税額の試算でございます。各市の令和4年度の保険税率から算定される税額の一覧となります。表の上段は単身世帯、中段は父子または母子世帯、下段は夫婦と子ども2人の子育て世帯として、それぞれ世帯主の年齢や世帯所得を仮定して試算しております。全てのケースにおいて、本市の保険税額は最も低い金額となっております。

17ページをお願いします。令和3年度決算における法定外繰入、赤字繰入と基金の取崩し状況でございます。保険税率の水準が比較的高い松戸市や柏市では法定外繰入が、千葉市においては赤字繰入が解消されております。一方、保険税率の水準が比較的低い船橋市や浦安市は、本市同様に赤字繰入が生じるなど、保険税率の水準と財政状況はリンクすることを示しております。

18ページをお願いします。「まとめ」でございますが、多くの市民が加入する国民健康保険制度を「持続可能な制度」とするためには、赤字の早期削減・解消は必須事項でございます。ついては、現在の市の取り組みを「より一層推進する」ことはもとより、市といたしましては「保険税の見直し」に取り組み、国保財政の改善・立て直しを図っていききたいと考えております。説明は以上でございます。

○栗林会長 説明が終わりました。皆さんにご意見をいただく前に私からの質問ですが、本市の保険税率は、長年、引上げを行っていないとのことですが、どういった理由からでしょうか。

○矢部課長 本市の保険税率は平成27年度以来、7年間引き上げを行っておりません。近年は、新型コロナウイルス感染症の流行等によって経済不況が生じたことなどから、市民負担の増に繋がる保険税の見直しを行うということを控えてきました。

○高木委員 仮に赤字繰入が解消できるような税率に設定したとしても、医療費の高騰が改善されない限り、数年でまた元の財政状況に戻ってしまうのではないかと。国による医療改革もなされないと、市川市の取り組みだけでは限界があるのではないかと。

○高坂委員 そもそも平成30年度に広域化（都道府県単位化）する際、国による補助を要求したのにも関わらず国が要求通りの補助を実現しなかったことにも一因がある。制度的に

無理があるのだから、いたずらに税率を上げてても滞納が増えるだけである。国へさらなる支援を要求し続けていく必要があるのではないか。

○伊藤委員 資料を見る限り、標準保険料率に近づけていくしか方法はないと思う。支出の抑制または増収しか事態の解決方法はないが、支出抑制については、医療費適正化は焼け石に水程度の財政効果しかない。国へ要求していくにしても、国自体に財政的余力があるかという現実問題もある。

○石井(智)委員 市川市は住宅地が多く市内で事業を展開しづらいイメージがある。取扱いの柔軟性を上げて市全体の税収を底上げすれば、国保財政も改善されるのではないか。

○新井委員 資料15ページの表(近隣他市との税額の比較表)を見ると、市川市は他市に比べて大幅に税率が低いように見えるが、この表のみでは判断できない。

○高坂委員 生活保護の基準は4人世帯で年収200万円程度だが、資料16ページのモデルケース別試算額を見ると、ケースによっては生活保護基準の金額しか手元に残らない世帯も多いのではないか。こうした状況において、他市に比べて少し税率が低いから上げて良いという話にはならないのではないか。

○秋本委員 市川市は不交付団体としてずっと頑張ってきており、市民全体で国保を支えていく財力はあるのではないかと思う。比較対象として、他自治体のベンチマーク、どういったペースで税率を上げてきたかとか、検討に当たってのガイドラインを作してほしい。

○石井(広)委員 歯科医師会国保も、かつては若い人が多かったので保険料が安かったが、近年は市の国保より保険料が高いくらいになってしまい、歯科医師会国保を抜けて市の国保に移ろうかという人も多い。市国保以外の保険も相応に負担が上がってきていること、市国保へ安さを求めて他保険から流入してくると、さらに市国保の負担が増える可能性もあるのではないか。

○木川委員 単純な税率引き上げに、どれだけ劇的な効果があるのかは疑問である。やはり、他市の状況を知りたい。様々な資料を集めて見てみないと検討しづらい。

○栗林会長 委員の皆様、様々なご意見ありがとうございました。それでは、次の議題へ移りま

すが（４）その他の議題はございますか。

○事務局 本日、その他の議題はございません。

○栗林会長 本日その他の議題はないということですので、以上をもちまして本日の議事は全て終了しました。これをもちまして、令和４年度第１回市川市国民健康保険運営協議会を終了いたします。

令和 ４年 ９月 １日

市川市国民健康保険運営協議会

会長

栗林 隆